

船橋市監査委員告示第11号

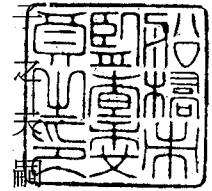
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成25年度から令和3年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和5年11月2日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
浦 田 秀
松 橋 浩



年度管理番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
10	クリーン推進課	68	指摘	燃料費は、可燃ごみ収集運搬業務等の委託料を積算する際の重要な算定項目の一つである。その燃料費の算定式の係数として設定されている燃費は、少なくとも過去に設定されてから近年は見直しがなされていないため、今後は実際の燃費による見直しを行い、【現状・問題点】で参考として示した算定式※で、実際の燃費を次年度の予算や積算業務の際に活用されるよう検討されたい。 ※報告書中の記載 【燃料費に係る現在の積算式】 積算燃料費=積算市場単価×予想走行距離÷積算燃費 【実績に基づく燃費の積算式】[収集地区別検証] 燃費実績=(平均実際市場単価×実際走行距離)÷実際燃料費	R4.10.25	令和4年4月から実績報告書を変更して車両ごとの走行距離と給油量から実際の燃費を確認しており、令和5年度の予算から、実績に基づく燃費情報を積算に使用している。	左記のとおり措置済み。
11	クリーン推進課	70	指摘	可燃ごみ収集運搬業務等委託の積算項目のうち、より重要な積算科目である車両費(塵芥車の減価償却費)を積算する際に、耐用年数を超過した車両の償却費は積算してはならないものとする。可燃ごみ収集運搬業務等委託の契約が随意契約であり、経済性の面で健全な競争原理が働くことが期待しづらいことから、現在の直営による車両費の基礎データではなく、委託業者の車両費の実績データをもとに積算することを検討されたい。	R4.10.25	各事業者から提出される車両一覧及び自動車検査証の写しから車両ごとの使用年数を確認し、令和5年度の予算から、耐用年数経過後の車両に係る減価償却費は計上せずに積算している。	左記のとおり措置済み。
19	クリーン推進課	80	指摘	家庭系可燃ごみ収集運搬業務委託における人件費の積算に際して、「運転手1人」と「作業員1人」という基準を採用しているが、実績とは異なるものであるため、事実に基づく合理的な積算に変更する必要があり、地域の収集運搬の特殊性等を勘案したより実績に即した積算に変更されたい。	R4.10.25	令和4年度からヒアリングや実績報告書類の精査により委託業者の実態把握を進めた。	引き続き実績等を踏まえた積算方法を検討し、令和6年度の発注を行う。
25	資源循環課	89	指摘	指定袋の認定の取消しや名称等の公表は製造者等にとって不利益となるため、指定袋の製造者等に対しては、不服申立及び告知・聴聞の機会を保障する規定を船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準に条文を追加するよう検討されたい。	R4.10.25	指定袋の認定の取消しについては、改めて検討した結果、不服申し立ての対象となる行政処分でない判断した。令和5年3月に船橋市指定袋(家庭系ごみ)の認定基準を改定し、名称等の公表規定を削除した。	左記のとおり措置済み。
35	資源循環課	107	指摘	有価物置場の適正な利用を継続するためにも、船橋市・運営事業者・一般廃棄物協同組合との間で有価物置場の使用責任を明確にする必要があることから、協定等の締結を含めた対応を徹底されたい。	R4.10.25	一般廃棄物協同組合と協議し、協定書を作成中である。	令和6年3月までに「船橋市清掃工場における有価物置き場に関する覚書」を締結する。
41	資源循環課	120	指摘	事業系ごみの処理手数料に関しては、計量表に表示されている重量どおりに正しく徴収されているが、ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、ごみ処理手数料の適正かつ公平な徴収を徹底するためにも、北部清掃工場及び南部清掃工場での計量機での計量単位と条例での単位との整合性を図る必要があることから、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第39条第4号にある1kg当たり20円(消費税相当額を除く。)を、10kg当たり200円(消費税相当額を除く。)へと、10kg単位での手数料表記に変更することについて、条例の改正を含めた対応をされたい。	R4.10.25	令和5年11月を目的に「ごみ原価計算」の見直し案を整理し、廃棄物減量等審議会の意見聴取をする予定である。	「ごみ処理計算」の見直しを取りまとめ次第、条例改正に関する事務を進める。
43	資源循環課 クリーン推進課	124	指摘	ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、ごみ処理手数料の適正かつ公平な徴収を徹底するためにも、ごみ出しに関するパンフレットにおける消費税相当額の表記について、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第39条に定められた端数処理の方法との整合性を図る必要があることから、パンフレットにおける表記を同条例第39条に定められた表記へと変更することについて、パンフレットの改訂を含めた対応をされたい。	R4.10.25	「家庭ごみの出し方」のごみ処理手数料に係る消費税相当額の端数処理については条例の規定と整合するよう、令和4年2月から記載済み。「事業系ごみの正しい処理方法」は令和4年12月から「事業者のみなさんへそのごみ正しく捨ててますか？」に改編し、ごみ処理手数料の記載を削除している。	左記のとおり措置済み。
44	資源循環課	127	指摘	家庭から排出される粗大ごみ処理手数料を徴収するに当たり、現状では、重量によっては、領収証に表記される消費税額が不適切であるため、消費税額を適切に表示するよう改善されたい。その際には、令和5年10月1日から開始される適格請求書保存方式への対応も含めたシステム改修を検討されたい。	R4.10.25	消費税額も適切に表示できるようシステムを改修する契約を行い、適格請求書保存方式の開始にあわせ、令和5年10月1日から対応することとした。	左記のとおり措置済み。
68	クリーン推進課	182	指摘	し尿収集手数料管理システム保守業務委託契約書には業務報告書の提出についての記載があるが、仕様書には業務報告書の提出についての記載がないため、仕様書にも業務報告書の提出についての文言の他、業務報告書への記載内容、提出時期、提出方法等について具体的に記載されたい。	R4.10.25	令和5年度の仕様書から、し尿収集手数料管理システム運用保守業務完了報告書の書式を定め、業務を終えた月の翌月5日までに紙面または電子データにより発注者に提出することを規定し、運用している。	左記のとおり措置済み。
69	クリーン推進課	187	指摘	滞納者から分割納付等の納付誓約の申し出があった際には、船橋市債権管理条例施行規則第11条第1項に定める手続が必要であることを滞納者に説明した上で、必要な手続をとり、地方自治法施行令第171条の6にのっとり履行延期の処分をされたい。	R4.10.25	令和5年3月に分割納付等誓約時の履行延期手続を定めた手数料収納事務のマニュアルを作成し、納付に関する相談があったときはマニュアルの確認を徹底した上で対応している。	左記のとおり措置済み。
79	資源循環課	203	指摘	長期間未使用となっている備品については、その用途について検討の上、有効に活用されたい。	R4.10.25	コンプレッサーについては、プラント設備での活用を検討したが、経年劣化により使用不能であることが分かったため、廃棄手続きを行った。	左記のとおり措置済み。
85	クリーン推進課	219	指摘	資源ごみ(ペットボトル)収集運搬業務委託契約の委託業者は、可燃ごみ収集運搬業務委託契約との兼務により、保有する塵芥車両を当該業務に用いることが前提となっている。本収集運搬業務委託契約の積算資料における車両費について、可燃ごみの収集運搬業務委託業者に委託することによる経費削減効果が考慮されていないため契約金額が過大となっている可能性がある。随意契約により継続的に同じ委託業者を選定していることから、経済性が働きにくい状況にあるため、委託業者における経費削減効果を反映の上、積算方法を見直されたい。	R4.10.25	委託業者の保有車両を車両一覧表で確認し、経費削減効果があるか検討した結果、令和5年度の予算から兼務車両に係る減価償却費を各業務ごとで計上せず、1台分のみ計上している。	左記のとおり措置済み。

令和3年度

市長等からの通知年月日 令和5年10月19日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和5年7月1日現在)	今後の方針 (令和5年7月1日現在)
102	資源循環課	273	指摘	旧工場の建物等の残存価額については、当初の予定期間での減価償却を継続することなく、即時費用処理されたい。	R4.10.25	旧工場の建物等の残存価額については、当初の予定期間での減価償却を継続することなく、即時費用処理することとした。	左記のとおり措置済み。
103	資源循環課	273	指摘	一般廃棄物処理事務の透明性を確保し、ごみ処理経費の適正な開示を確保するためにも、清掃工場の建て替えを意思決定した場合には、当初予定による残存耐用年数と、建て替えに伴い解体・撤去されるまでの経済的使用可能予測期間とを比較し、固定資産の耐用年数を見直す事務を徹底されたい。	R4.10.25	清掃工場の建て替えを意思決定した場合には、当初予定による残存耐用年数と、建て替えに伴い解体・撤去されるまでの経済的使用可能予測期間とを比較し、固定資産の耐用年数を見直すこととした。	左記のとおり措置済み。
104	資源循環課	277	指摘	一般廃棄物処理事務の透明性を確保し、ごみ処理経費の適正な開示を確保するためにも、固定資産を(ア)建物、(イ)構築物及び機械装置、(ウ)自動車及び船舶、(エ)工具及び器具備品に適切に区分し、資産の区分に応じた適切な耐用年数を適用して減価償却費を計算する事務を検討されたい。	R4.10.25	固定資産を(ア)建物、(イ)構築物及び機械装置、(ウ)自動車及び船舶、(エ)工具及び器具備品に適切に区分し、資産の区分に応じた適切な耐用年数を適用して減価償却費を計算することとした。	左記のとおり措置済み。
106	資源循環課	279	指摘	施設整備のための起債利子については、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価算入するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」と異なる原価計算方法を採用するのであればそのような計算方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R4.10.25	施設整備のための起債利子については、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価算入することとした。	左記のとおり措置済み。
107	資源循環課	279	指摘	退職手当引当金繰入額については、「廃棄物処理事業原価計算の手引」の理論的処理方法に準拠して原価算入するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」の理論的処理方法と異なる原価計算方法を採用するのであればそのような計算方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R4.10.25	退職手当引当金繰入額については、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価算入することとした。	左記のとおり措置済み。
108	資源循環課	281	指摘	副産物売払収入の取扱いについては、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価から控除するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」と異なる処理方法を採用するのであればそのような処理方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R4.10.25	令和4年12月に見直し案を整理したが、庁内調整の過程で環境省の一般廃棄物会計基準との比較が必要になったため、現在比較案を作成し、再度の調整を検討している。	令和5年11月を目途に「ごみ原価計算」の見直し案を整理し、廃棄物減量等審議会の意見聴取をする予定である。